

## 謹賀 新年

今年の元旦も4年連続の雪と寒波襲来でした。大雪の中、国道で立ち往生した千台もの車と、視線の定まらない菅首相の年初会見を見てこれが今の日本を象徴している姿のように思え

てなりません。「エッ、16才以上しか控除対象の扶養家族にならないの!?!…」と年末調整の書類を書きながら「騙されたみたい…」と感じた人は少なくないはずです。「子ども手当は右のポケットから左のポケットにお金を移すようなもの」と揶揄されていた意味がやっと分かってきました。

「有限会社を株式会社に変更する手続きを頼んだ司法書士は、役員の任期を最長の10年にしたので平成29年までは大丈夫…と言っていたのに??」とB氏は納得で

きません。「代表者変更の議事録等を作ってほしい」とB社から依頼があったのは12月の始めでした。会社の謄本を見たら役員の就任日は有限会社の時のままです。そこから10年の任期はもう2年前に満

了。つまり任期切れの状態に…。会社法になって「12年間何

の登記もしなかったら法務局の職権で会社が抹消される」事になっていますし、登記懈怠で罰金の可能性も。ミスの原因は、有限を株式に変える時に役員を新たに選任し直していなかった事です。同じ人でも選任し直せば、任期はそこから始まります。法人設立や役員

変更等の議事録作成は行政書士、登記は司法書士…という職域分担も見直す必要性がありそうです。

さあ今日は仕事始めです。依頼者の立場に立って、今年も職員一同頑張ります！ 2011(H23).1.5



### 西馬行政総合事務所

TEL 0977-23-5463 FAX 0977-24-1806

I P 電話(TEL&FAX)050-3626-3645(OCN)

ホームページ <http://www3.to/nishiuma>

Eメール [office@nishiuma.sakura.ne.jp](mailto:office@nishiuma.sakura.ne.jp)

この『豆ニュース』のバックナンバーを、当事務所のホームページでご覧になれます。